

青 森 県  
情報セキュリティ基本方針

令和 8年 4月 22日

青森県

# 青森県情報セキュリティ基本方針

平成15年	5月	2日	制定・施行
平成16年	4月	1日	一部改正
平成19年	8月	30日	一部改正
平成28年	8月	26日	一部改正
令和7年	4月	1日	一部改正
令和8年	4月	1日	一部改正
令和8年	4月	22日	一部改正

## 序 文

青森県では、行政の情報化や公共分野における情報通信技術の活用を推進するため必要となる様々な情報システムを運用していますが、これら情報システムが取扱う情報には、県民の方々の個人情報や行政運営上重要な情報など、外部への漏えいや改ざんにより極めて重大な影響を及ぼす可能性がある情報も多数含まれています。

情報システムの構築により、これら重要な情報が、漏えいや改ざんといった故意による事件、停電や作業員のミス、あるいは天災といった偶発的な事故に遭遇する機会は、相対的に増えています。

こうした事件・事故から、重要な情報を適切に保護するためには、青森県として統一された方針に基づく対策により、それぞれの情報システムがお互いを補完しあいながら保護することが必要です。

このため青森県は、情報資産を適切に保護するための組織としての継続的かつ計画的な取り組みである情報セキュリティマネジメントにより、情報を適切に保護し、責任を持って管理する「青森県情報セキュリティ基本方針」（以下「本方針」という。）を定めます。

青森県の業務に携わる全ての職員及び青森県から情報関連施策の委託を受けた全ての事業者一人一人が情報セキュリティマネジメントに関する意識を持ち、本方針の内容を理解し、本方針に定められた対策等を遵守することで、青森県が保有する情報資産を適切に保護します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本方針は、青森県の所有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本県が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本方針において使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「ネットワーク」：コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (2) 「情報システム」：ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、電磁的記録媒体等で構成されるものであって、これら全体で情報処理を行う仕組み。これらの仕組みを開発、運用及び保守するために作成された資料等を含むもの（紙等の電磁的記録されたもの以外を含む。）をいう。
- (3) 「情報セキュリティ」：情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4) 「情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）」：本県が所有する情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものであって、青森県情報セキュリティ基本方針、青森県情報セキュリティ対策基準からなるものをいう。
- (5) 「情報」：青森県情報公開条例（平成11年12月24日青森県条例55号）第2条第2号に規定される行政文書及び職員等が職務上作成した全ての文書等のうち電磁的に記録されたものをいう。
- (6) 「情報資産」：情報及び情報システムの総称をいう。
- (7) 「機密性」：許可された者だけが情報資産にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (8) 「完全性」：情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (9) 「可用性」：情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 「職員等」：職員、臨時・非常勤職員等をいう。
- (11) 「委託事業者等」：本県から情報関連施策の委託を受けた全ての事業者等及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）をいう。
- (12) 「外部サービス事業者等」：(11)項に定める委託事業者等以外に外部サービスを提供する事業者をいう。対象とする外部サービスは有償・無償を問わない。
- (13) 「マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）」：個人番号利用事務（社会保障、地方税に関する事務）に関わる情報システム及びデータをいう。
- (14) 「L GWAN接続系」：L GWANに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。
- (15) 「インターネット接続系」：インターネットメール等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（ただし各所属において独自に調達したインターネット回線を利用した接続は除く。）。
- (16) 「通信経路の分割」：L GWAN接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。
- (17) 「無害化通信」：インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

### (対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(適用範囲)

第4条 本方針の適用範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 地方公共団体としての青森県のうち、以下に掲げる組織（以下「本県」という。）
  - ア 知事部局
  - イ 青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月26日青森県条例第85号）第4条に規定される組織
  - ウ 人事委員会、労働委員会、監査委員、選挙管理委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、収用委員会及び議会事務局
  - エ 教育庁、学校以外の教育機関
- (2) 本県が所有する以下に掲げる情報資産であって、本県が所管するもの  
ただし、本県に設置されたシステムのうち、ポリシーを独自に定め運用している情報システム（「総合行政ネットワーク」、「住民基本台帳ネットワーク」等）については、当該システムが定めるポリシーを優先し、当該ポリシーに定められていない事項で、かつ、本県のポリシーに定められている事項がある場合には、本県のポリシーを適用する。
  - ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
  - イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
  - ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書
- (3) 本県の情報資産を利用、運用、管理、保守する全ての職員等及び委託事業者等

(職員等の遵守義務)

第5条 職員等及び委託事業者等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たってはポリシー及び情報セキュリティ実施手順（各種手順及びマニュアルを含む。以下「実施手順」という。）を遵守しなければならない。

## 第2章 基本方針

(組織体制)

第6条 本県の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立するとともに、責任や役割を明確にし、情報セキュリティマネジメントを実施する。

(情報資産の分類と管理)

第7条 本県は、本県が有する情報資産について、機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(情報システム全体の強靱性の向上)

第8条 情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

- (1) マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。
- (2) LGWAN接続系においては、LGWANと接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
- (3) インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、本県及び県内市町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(物理的セキュリティ)

第9条 本県は、サーバ等のハードウェア、情報システム室等の管理区域、ネットワーク利用における通信回線及び通信回線装置並びにパソコン等の端末について、適切に管理するため、物理的な対策を講ずる。

(人的セキュリティ)

第10条 本県は、情報セキュリティ対策に関し、職員等及び委託事業者等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的対策を講ずる。

(技術的セキュリティ)

第11条 本県は、コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講ずる。

(運用)

第12条 本県は、情報システムの監視、ポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、ポリシーの運用面の対策を講ずる。また、情報資産へのセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用)

第13条 業務委託を行う場合には、委託事業者等を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者等において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

2 外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

(評価・見直し)

第14条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第15条 本県は、ポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(ポリシーの見直し)

第16条 本県は、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、ポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、ポリシーを見直す。

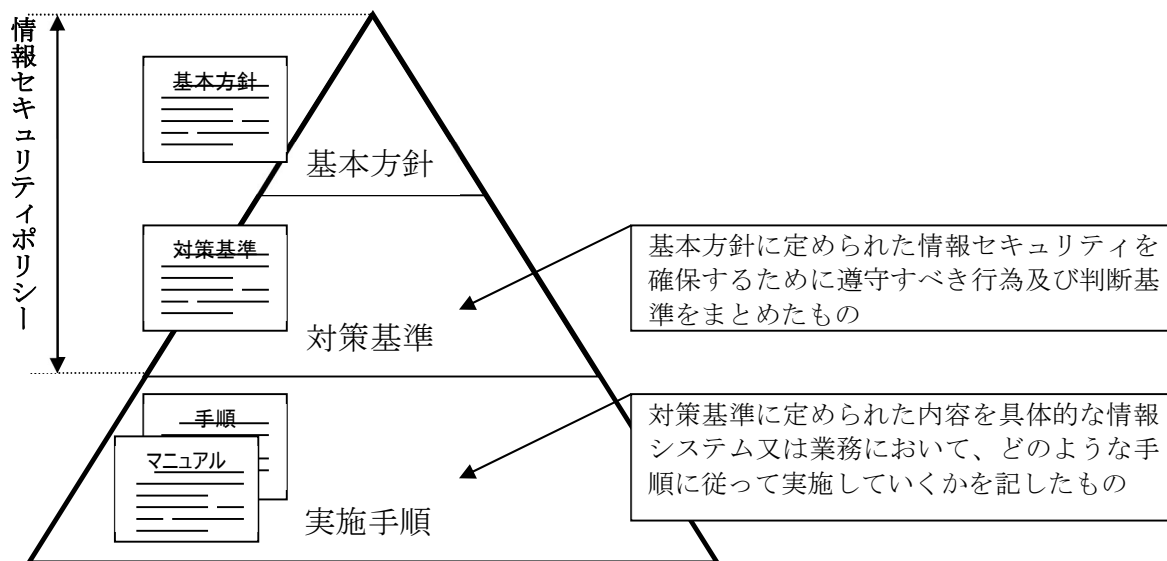
(情報セキュリティ対策基準の策定)

第17条 本県は、上記第6条から第16条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

(実施手順)

第18条 本県は、ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の具体的な手順等を定めた実施手順を個別の情報システム又は業務ごと等に作成する。（下図参照）

なお、実施手順は、公にすることにより本県の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。



(準拠)

第19条 本県の職員等及び委託事業者等は、ポリシーに定められた条項のほか、情報資産の利用において、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法等の関連法令及び本県が定める各種の規則等を遵守し、これに従わなければならない。また、一般的に用いられている慣行や業界団体等のガイドライン等に対しても、その内容を十分に尊重し可能な限り準拠に努めなければならない。

### 第3章 雑則

(公開範囲)

第20条 本方針は、広く一般に公開する。ただし、第17条に規定する対策基準については、情報セキュリティマネジメントを確実に実施し、情報セキュリティに関する事案の発生を防止するため、情報資産を利用、運用、管理、保守する全ての職員等及び委託事業者等の情報セキュリティマネジメントの推進上必要な者に限定して公開する。

附 則

(施行事項)

- 1 その他必要な事項は、別に定める。
- 2 本方針は、平成15年5月2日開催の「あおもりIT戦略推進本部」による決定により、同日から施行する。

附 則

本方針は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

本方針は、平成19年 8月30日から施行する。

附 則

本方針は、平成28年 8月26日から施行する。

附 則

本方針は、令和 7年 4月 1日から施行する。

附 則

本方針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本方針は、令和 8 年 4 月 2 2 日から施行する。